

妊婦健康診査費用補助事業についてのご案内

妊娠中の健康を守り、母子ともに安心・安全な出産のためには、妊娠中の定期的な健康診査が必要です。

横浜市では平成21年4月から、妊婦健康診査費用を補助するため、14枚の補助券をお渡ししています。



<補助券が利用できる場合>

1 補助券が利用できる医療機関等

- (1) 横浜市医師会加入の妊婦健診実施医療機関
- (2) 横浜市と契約している助産所・市外妊婦健診実施医療機関

※上記以外の場合、補助券はご利用になれませんが、妊婦健診費用助成制度の対象となる場合があります。

2 補助券のご利用方法

- ・お住まいの区の福祉保健センターに妊娠届を出し、母子健康手帳と補助券の交付を受けましたら、妊娠中のどの回の健診でもご利用になれます。
- ・健診1回につき1枚ご利用いただけます。
- ・補助券の利用で1回につき健診費用総額から補助券の金額が差し引かれます。
- ・助産所では**4,700円の補助券のみご利用になれます。**

※ 健診費用が補助券金額を下回る場合、医療機関等の窓口ではご利用になれませんが、妊婦健診費用助成制度の対象となる場合があります。

補助券が利用できなかった場合、必ず領収書を受け取りください

ご注意!

住民票を市外に移された方は、その日以降の受診には補助券を利用したり、健診費用の助成を受けることはできません。

妊婦健診費用助成の対象となる方

- ①横浜市と契約していない市外医療機関で受診した
 - ②1回の健診費用が補助券金額を下回ったため、補助券が利用できなかった
- など、一定の要件を満たす、横浜市に住民登録のある方



健診費用助成の申請に必要なもの

申請によって、補助券の額面金額を上限に、自己負担分を助成します。

申請期限：最後の妊婦健診から1年以内

- ◎申請書⇒こども青少年局のホームページからダウンロード可。
また、区福祉保健センター母子手帳交付窓口でも配布
- ◎自己負担のため使用しなかった妊婦健康診査費用補助券
(3枚複写になっています。3枚をセットにして提出ください)
- ◎助成を申請する妊婦健診の領収書
(氏名、健診費用、健診日、医療機関名等が記載されたもの)
※原本をご提出ください。決定通知書と一緒に返却します。
- ◎母子健康手帳の「表紙」及び「妊娠中の経過(1)(2)」のページのコピー
- ◎振込先金融機関名・口座番号・口座名義人がわかるもののコピー

- ★上記書類を横浜市こども青少年局こども家庭課に郵送してください。
- ★申請から振込までに2か月程度かかります。
- ★申請ごとに申請書と添付書類が必要となりますので、まとめたの申請をお勧めします。

申請にあたっての注意

横浜市と契約をしていない助産所での妊婦健診では、補助券及び助成制度の利用はできません。

※助産所での妊婦健診費用の助成上限は4,700円です。

横 浜 市
妊婦健康診査費用補助制度のご案内



申請・問い合わせ先

〒231-0017
横浜市中区港町1-1
横浜市こども青少年局 こども家庭課
親子保健係 妊婦健診担当
電話 045(671)2455 FAX 045(681)0925

平成23年4月改正